

1. 物的担保価値を誤信して結ばれた保証契約の錯誤無効の可否 2. 主債務の債権譲渡に異議を留めない承諾をした場合における保証契約の錯誤無効の主張の可否

1. 物的担保価値を誤信して結ばれた保証契約の錯誤無効の可否

2. 主債務の債権譲渡に異議を留めない承諾をした場合における保証契約の錯誤無効の主張の可否

東京高判平成24・5・24判タ1385・168、金判1401・36 原判決取消し・請求棄却（確定）

大 木 満

事実

本件は、X（整理回収機構：原告・被控訴人）が、A（銀行）から債権譲渡を受けたB（個人）に対する平成7年6月23日つきの元金2億5000万円の本件貸金債権について、同日つきの本件連帯保証契約に基づいてBの連帯保証人となったY（Bの兄・病院の内科部長：被告・控訴人）に対して、残元本952万8963円、未払利息1016万952円、確定遅延損害金4461万3890円、以上合計1億4999万3805円の支払いを求めて訴えを提起したものである。それに対して、Yは、本件連帯保証契約の詐欺取消し、錯誤無効、本件請求の信義則違反・権利濫用を主張して、Xの請求を争った。なお、この連帯保証契約は、B及びAの担当者Cから突然の来訪をYが受け、その場でCが、Bが貸付を受けて購入を予定しているビルは10億円の価値があり、十分な担保価値があるので、Yには一切迷惑がかからないなどと発言したことにより、AがYの責任を追及するような事態には至らないとYが考えたことによるものであったが、ビルの価値は実際には10億円を大幅に下回るものであり、担保価値として十分なものではなかった。また、貸金債権の債権譲渡については、Yにおいて、「連帯保証人は、債務者が承諾した内容を承認し、引き続き債務者と連帯して債務履行の責めを負います」と記載されている債権譲渡承諾書に署名押印していた。

1 審（新潟地判平成23・3・2金判1401・44） Xの請求認容

本件連帯保証契約締結当時、①Bには本件貸付金の返済を合理的に期待できる程度の支払能力があり、Yが保証債務の履行を請求されない可能性が十分あった、②Yの社会的に責任のある地位（病院の内科部長）からすれば、連帯保証人となる以上、保証債務の履行を求められる可能性があることは当然に認識していた、③本件ビルが高収益物件であると評価されており、Yが保証債務の履行を請求されない可能性が客観的にも十分にあったなどと認定して、Yの詐欺取消しや錯誤無効などの主張を排斥した。

そこで、Yは、錯誤について債権者が錯誤に加担するなどの事情がある場合には、動機の表示があるなどと主張して控訴した。

判旨 原判決取消し・請求棄却

1 審とは異なって、担保価値としては十分でないと認定。その上で、

① 錯誤無効について

本件ビルの担保価値等についてYが十分な担保価値があると考えたのは、「Aの担当者Cの発言その他を前提として、事実でないことを事実と誤信したものであり、Yは、その誤信した事実を動機として、本件連帯保証契約を締結したものであるべきである。そして、Yが誤信した事実は、本件連帯保証契約の他方当事者であるAの担当者が積極的に発言した事実であるから、本件連帯保証契約にあたり当事者間でYの上記動機の表示があったことは明らかである。よって、本件連帯保証契約は、Yにおいて表示された動機に錯誤があったから、要素の錯誤により無効であるというべきである。」

② 主たる債務の債権譲渡に異議を留めない承諾をした場合と保証契約の錯誤無効の主張の可否について

「上記書面におけるYの署名押印の趣旨は、その記載文言に加え、本件貸付債権のXへの譲渡により、本件連帯保証契約に基づく保証債権は、保証債務の随伴性により当然にAからXへ移転することからして、主債務の債権譲渡を了知したこと及びYがその連帯保証人であることを確認したものであって、これを保証債務の債権譲渡について異議をとどめない承諾をしたとみることはできない（本件においても保証債務が債権譲渡されているわけではない。）。また、仮にそれにあたるとしても、無効な契約に基づく債権の譲渡に対して債務者が異議をとどめない承諾をした場合に、承諾当時、債務者がその無効事由を知らず、無効の主張をすることが期待できなかつたときにまで、無効の抗弁を譲受人に主張できなくなると解するのは相当ではない。」

本件においては、Aは、主債務の債権譲渡についての書面にYから上記署名押印を取り付けるにあたり、Yと面接していなかったことなどから、Aから本件ビルの価値に関して、本件連帯保証契約締結から本件貸付債権譲渡までの間に、Yが本件連帯保証契約締結時の本件ビルの担保価値等に関する事実を知るその他の機会はなかったため、Yによる承諾時において、Yは、本件連帯保証契約に表示された動機に錯誤があったことを知らず、同契約が無効であることを主張することは期待できなかった。本件連帯保証契約の無効を主張することは妨げられない。

【若干の検討】

1. 保証と錯誤

(1) 判例 表示錯誤と動機錯誤の二元説

→ 動機錯誤不顧慮 大判明治38・12・19民録11・1786

→ ただし動機が相手方に表示され意思表示の内容となった場合には法律行為の要素の錯誤となる大判大正6・2・24民録23・284 戦後もこの立場を維持 最判昭和29・11・26民集8・11・2087

1. 物的担保価値を誤信して結ばれた保証契約の錯誤無効の可否 2. 主債務の債権譲渡に異議を留めない承諾をした場合における保証契約の錯誤無効の主張の可否

↓

保証契約についてもこの立場。大判大3・12・15民録20・1101（家屋の価格を誤認して抵当権設定契約を結んだ事案）、最判昭和32・12・19民集11・13・2299（他に連帯保証人がいると誤信して連帯保証人になった事案）など

主債務についての物的担保や人的担保の存在や価値に関する錯誤などは、動機の錯誤であり、原則として無効とはならない。

→ 従来判例からすれば、本件も物的担保の価値について誤信しても自己責任のはず

不動産の価値増減するのは当たり前、評価自体もかなり個人差があること（担保価値あいまい）、物的担保価値が有り余っておれば人的担保はいらぬはず、保証人になる以上最悪責任が発生するのは当たり前

(2) 近時の傾向

①動機の錯誤の判断の柔軟化→動機の表示を問題とすることなく意思表示の内容になっているとしたり、動機の表示の存在を緩やかに判断

例えば、最判平成14・7・11判時1805・56 空クレジット契約に基づく立替払契約の債務について連帯保証した事案 保証契約は特定の主債務を保証する契約なので、主債務がいかなるものか、商品売買の成否は保証契約の重要な内容

また、東京地判平成9・11・25金判1042・47（本件と類似の事案 動機の表示を認定）

②消費者取引における錯誤の活用 山下純司・錯誤の現代的意義（民法の争点）69頁

- ・ 錯誤について効果意思の不存在を前提とした場合 動機についての錯誤については意思があるので無効にできない結果、合意により契約の内容に取り込まれている場合にはじめて契約違反として考慮されうる（新二元論）。したがって、消費者等の保護のためにはこのような合意の成立を容易にすることが必要。消費者契約法などが禁止する事業者による不当勧誘行為（不実告知、断定的判断の提供など）がある場合、そこに品質保証等の合意が形成されるとすれば、消費者契約の範囲を超えて契約の効力を否定することができる。
- ・ 錯誤について真意の不存在や意思表示の瑕疵を前提とする場合 錯誤無効が広がりすぎるので相手方の認識可能性（→相手方の要保護性の欠如）を要求。したがって、消費者契約法の不当勧誘行為が取消原因とされるのは、誤認の原因を作り出したのは、事業者なので、相手方である事業者の信頼を保護する必要はないからである。そうすると、消費者契約法の適用のないケースでも、誤認の原因を相手方が作出した場合を広く錯誤で救済する可能性あり。

最近のテキストとしても、例えば

河上正二・民法総則講義 359頁

「(欺罔行為があったとまでは言えないまでも) 表意者の動機の錯誤が相手方に認識されていた場合や相手方の言動によって惹起された場合など、相手方に一定の帰責性が見いだされる局面

では、動機の錯誤であっても錯誤あるいは詐欺に仮託されて（意思表示の瑕疵の拡張理論）、効力否定が導かれる場合がありうることに注意しなければならない。」

なお、債権法改正の中間試案では、動機の錯誤についての規定を設け、動機が法律行為の内容になっている場合や相手方の不実告知によって動機の錯誤が惹起された場合については、その意思表示の取消しを認めることが提案されている。

(3) 本判決の評価

本判決は、最近の裁判例の潮流に沿うものである。物的担保価値について債権者の言を信じて誤信して連帯保証契約をした事案（個人保証、突然の来訪、巨額の保証）についても、動機の表示の存在と要素の錯誤であることを緩やかに認めた一事例。

※分譲マンションの値下げ販売の事案（大阪地判平成5・4・22判時1492・118、東京地判平成15・2・3判時1813・43など多数の事件）について従来は自己責任論で売主の責任は否定される傾向にあったが、本判決の考え方からするとどうか。

すなわち、売主側のマンションの値段が下がらない、値下げ販売しない旨の言動で誤信して買主がマンションを購入した場合にどうか。保証の場合には、保証人を保護する必要性が高いが。

(4) その他

- ・物的担保価値があるので責任を負わないつもりであったので、保証意思の不存在（心裡留保）、さらには債権者も保証してもらう意思もなかったとすれば 虚偽表示では？
- ・物的担保があるので、2次的責任のつもりであった場合には、保証の意思はあっても連帯保証の意思は不存在ではないか。

2. 主たる債務の債権譲渡に異議を留めない承諾をした場合と保証契約の錯誤無効の主張の可否について

- ・主債務の債権譲渡承諾書への連帯保証人の署名・押印

保証債務の随伴性による移転について異議をとどめない承諾をしているように思われるが。

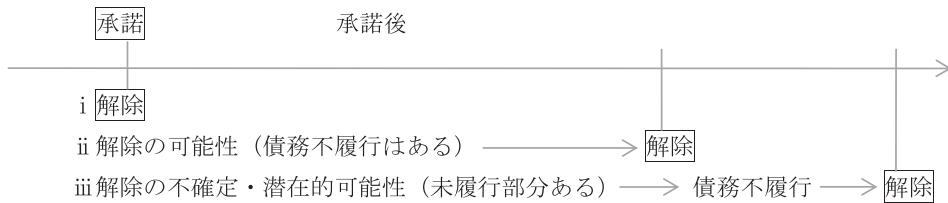
- ・対抗することができた事由の対抗不可（抗弁切断）について

対抗することができた事由の存在時期

例 解除に関する事由の存在時期

異議をとどめない

1. 物的担保価値を誤信して結ばれた保証契約の錯誤無効の可否 2. 主債務の債権譲渡に異議を留めない承諾をした場合における保証契約の錯誤無効の主張の可否



i 既に解除されていた場合 解除の抗弁喪失

ii 解除事由(債務不履行)はあるがまだ解除されていなかった場合 解除の抗弁喪失

iii 契約の未履行部分はあるが譲渡人がまだ債務不履行となっていなかった場合→争いあり

最判昭和42・10・27民集21・8・2161 解除の抗弁喪失

工事請負代金債権(未完成部分)の譲渡について異議をとどめない承諾をした後に債務不履行が生じ契約が解除された事案で、譲渡時点で仕事完成義務が残っていた以上、解除を生じるに至るべき原因がすでに存在していたことから解除をもって譲受人に対抗できないが、当該事件においては譲受人が未完成工事部分の報酬債権であることを知っていたので、債務者の解除の主張を認めた。

有力学説

iiiのケースについて、承諾当時、債務者に主張することが期待できた抗弁事由かどうかで判断(潮見佳男『債権総論(第4版)』500頁など)

本件 錯誤による無効原因は譲渡時・承諾時に存在していたケース 上記iiに相当

したがって、判例の見解によれば、また有力学説の見解によっても、原則、錯誤無効を譲受人に対抗できないはず。ところが、本判決はiiの場合にも債務者に主張の期待可能性があったかどうかで抗弁の切断の有無を判断。→錯誤に気がつかなかったことが正当化されてしまうことになる(中舎・後掲41頁)。

ただし、譲受人の善意、善意・無重過失、善意・無過失の判断を厳格にすることによって対処すべき保証債務については安易に保証契約をすることで社会問題化しているので、譲受人は注意すべき(きちんと調査すべき) そのことで、債務者と債権の譲受人の利益を調整すべきでは。

中舎寛樹・私法判例リマークスno. 47 2013〔下〕41頁

多角的法律関係から、主債務者・債権者・保証人の三者の共通認識

物的担保価値があることが共通認識であれば、それを条件に保証した

→条件つき債権 →譲受人も「条件つきの債権」を譲り受けたと解すべき

なお、債権法改正の中間試案では、468条1項の廃止が提案されている。債権譲渡の認識の旨の通知だけで抗弁の喪失という効果が生ずることは債務者保護の点から妥当でないことを理由とする。